



府開建地第307号

認 定 書

沖縄県中頭郡西原町字小那覇 680 番地
琉球設備工業株式会社
代表取締役 山盛 和 殿

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記
のとおり認定の更新を認める。

平成26年10月1日

内閣府沖縄総合事務局長
河合 正保



記

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
琉設浄化槽 RS-KT12型	10-10-H-002	10-14K-H-002
琉設浄化槽 RS-KT14型	10-10-H-002-1	10-14K-H-002-1
琉設浄化槽 RS-KT16型	10-10-H-002-2	10-14K-H-002-2
琉設浄化槽 RS-KT18型	10-10-H-002-3	10-14K-H-002-3
琉設浄化槽 RS-KT21型	10-10-H-002-4	10-14K-H-002-4
琉設浄化槽 RS-KT25型	10-10-H-002-5	10-14K-H-002-5
琉設浄化槽 RS-KT30型	10-10-H-002-6	10-14K-H-002-6

型式適合認定書

BCJ 基型-JS03975
平成22年 1月15日

琉球設備工業株式会社
代表取締役 山盛 和 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

型01Cad0a0253975

2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽

3. 認定した型式の内容

琉設浄化槽 RS-KT25型

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4. 一連の規定に適合するための適用条件

浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意) この認定書は大切に保管してください。